

## 道路交通法の一部を改正する法律要綱

(注) 傍線部分が、今回施行期日を定める分である。

### 第一 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

#### 一 臨時認知機能検査に関する規定の整備

公安委員会は、七十五歳以上の者（運転免許を現に受けている者に限る。）が認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたときは、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うこととする。  
（第百一条の七関係）

#### 二 臨時高齢者講習に関する規定の整備

公安委員会は、一の認知機能検査を受けた者が、一定の基準に該当するときは、その者に対し、当該認知機能検査の結果に基づいて高齢者講習を行うこととする。（第百一条の七及び第百八条の二関係）

#### 三 臨時適性検査等に関する規定の整備

公安委員会は、認知機能検査を受けた者が、認知症のおそれがあることを示す一定の基準に該当したときは、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し一定の要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を

命ずることとする。(第百二条関係)

## 第二 運転免許の種類等に関する規定の整備

### 一 自動車及び運転免許の種類に関する規定の整備

(一) 自動車の種類として、新たに準中型自動車を設けることとする。(第三条関係)

(二) 運転免許の種類として、新たに、準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)及び準中型自動車仮免許(以下「準中型仮免許」という。)を設けることとする。(第八十四条関係)

(三) 準中型自動車を運転しようとする者は準中型免許を、準中型自動車を運転することができる第一種運転免許又は第二種運転免許を受けなくて練習等のために準中型自動車を運転しようとする者は準中型仮免許を、それぞれ受けなければならないこととする。(第八十五条から第八十七条まで関係)

### 二 運転免許の欠格事由等に関する規定の整備

(一) 十八歳に満たない者に対しては準中型免許及び準中型仮免許を与えないこととする。(第八十八条関係)

(二) 準中型免許を受けようとする者は、公安委員会が行うその受けようとする運転免許に係る自動車の

運転に関する講習及び応急救護処置に関する講習を受けなければならないこととする。(第九十条の

二関係)

三 再試験等に関する規定の整備

(一) 公安委員会は、準中型免許を受けた者で当該免許を受けた日から一年間に違反行為をし、一定の基準に該当することとなった者に対し、再試験を行うものとする。(第百条の二関係)

(二) 準中型免許を受けた者で、当該免許を受けていた期間が通算して一年に達しないものは、初心運転者標識を付けないで準中型自動車を運転してはならないこととする。(第七十一条の五関係)

第三 その他

酒気帯び運転又は過労運転等の違反行為をし、よって交通事故を起こし、人を傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とすることとする。(第百三条の二関係)

第四 施行期日等

一 施行期日

(一) (二)を除き、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

から施行することとする。

(二) 第三については、公布の日から施行することとする。

二 所要の経過措置を設ける。